

高 知 県 医 療 労 働 組 規 約

第 一 章 総 則

第 1 条 (名称および所在地)

この会は、高知県医療労働組合(略称県医労)と称し、本部を高知市朝倉甲 488-8 県医労連内におく。

第 2 条 (構成および構成員)

この組合は、高知県内の医療機関とその関連施設で働く労働者および加入を希望する者で構成し、県医労連に加盟する。ただし、経営者の利益を代表するものの参加は認めない。

第 3 条

組合員は、いかなる場合においても人種、宗教、思想、信条 性別によって差別されない。

第 二 章 目 的 と 事 業

第 4 条 (目的)

この組合は、組合員の自主的、民主的団結により、組合員の賃金、労働条件の維持改善、民主的諸権利の擁護、および、国民医療の向上と社会保障の拡充を実現するとともに、県内の医療労働者の組織化と産別結集をすすめることを目的とする。

第 5 条 (活動)

この会は、前条の目的を達成するために次の活動をおこなう。

1. 労働条件の維持、改善、民主的諸権利の確保と拡充のための活動。
2. 医療の向上と社会保障制度の確立のための活動。
3. 未組織医療労働者の組織化と産別結集を促進するための活動。
4. 組合員の階級意識をたかめ、文化的向上をはかるための活動。
5. 組合員の福利・厚生に関する活動。
6. その他目的達成に必要な活動。

第 三 章 組 織

第 6 条 (本部組織、支部組織)

この会は、次の組織をもつ。

1. 本部
2. 支部

第 7 条 (本部)

本部は、組合全体に責任を負い、支部を指導し援助する。本部は、執行委員会と書記局で構成する。

第 8 条 (支部)

支部は、地域別、経営別に組織し、執行委員会の指導方針の徹底をはかる。支部規約は、支部規約基準によるものとする。

第 四 章 機 関

第 9 条 (機関)

この会に次の機関をおく。

1. 総 会 (決議機関)
2. 中央委員会 (決議機関)
3. 執行委員会 (執行機関)

第 1 0 条 (大会の招集)

総会は、この組合の最高決議機関で、組合員および役員で構成する。総会は、執行委員長が招集し、毎年 1 回定期に開くほか、中央委員会、執行委員会が必要とみとめたとき、または組合員の 3 分の 1 以上が文書で要求したとき臨時に開催する。

第 1 1 条 (総会の権限)

総会は、次の事項を協議し決定する。

1. 運動方針
2. 規約・規定の改廃
3. 役員を選出および解任
4. 予算および決算、財産の取得および処分
5. 上部団体への加盟または脱退
6. 組合員の除名その他の処分
7. 組織の統合または解散
8. 同盟罷業の決定
9. その他必要な事項

第 1 2 条 (総会の成立と運営)

総会は、組合員の 2 分の 1 以上の出席で成立し、議事は出席組合員の過半数の賛成で決定する。

ただし、第 1 2 条の 5 項、6 項は出席組合員の 3 分の 2 以上、同条 7 項は組合員総数の 4 分の 3 以上の賛成で決定する。また、同条 2 項、8 項は組合員の直接無記名投票により組合員総数の過半数、同条 3 項は組合員の直接無記名投票により出席組合員の過半数の賛成で決定する。

第 1 3 条 (中央委員会の招集)

中央委員会は大会につぐ決議機関で、執行委員長が招集し、毎年度 2 回以上ひらくほか、執行委員会が必要とみとめたときまたは、中央委員の 3 分の 1 以上が、文書で要求したとき臨時に開催する。

第 1 4 条 (中央委員会の権限)

中央委員会は、次の事項を協議決定する。

1. 当面の運動方針
2. 諸規定の制定または改廃
3. 役員の補充
4. 臨時会費の徴収
5. 組合員の除名その他の処分
6. 同盟罷業の決定
7. その他必要な事項

第 1 5 条 (中央委員会の構成)

中央委員会は、支部組合員の直接無記名投票によって選出された中央委員と役員(会計監査委員を除くことができる)で構成する。

中央委員の選出基準は、別に定める。

第 1 6 条 (中央委員会の成立と運営)

中央委員会は、中央委員の 2 分の 1 以上の出席で成立し、議事は出席中央委員の過半数の賛成で決定する。

ただし、第 1 7 条 5 項は出席中央委員の 3 分の 2 以上の賛成で決定する。また、同条 3 項は中央委員の直接無記名投票により出席中央委員の過半数、同条 6 項は中央委員の直接無記名投票により中央委員定数の過半数の賛成で決定する。

なお、中央委員のほかは、決議権をもたない。

第 1 7 条 (執行委員会)

執行委員会は、この会の執行機関で会計監査委員を除く役員で構成し、必要に応じて執行委員長が招集する。

第 1 8 条 (執行委員会の権限)

執行委員会は、決議機関で決められた事項を執行し、かつ緊急事項を処理する。

第19条（執行委員会の成立）

執行委員会は、構成員の3分の2以上の出席で成立し、その議事は出席役員の過半数の賛成で決定する。可否同数の場合は、議長が決定する。議長は執行委員長があたる。

ただし、執行委員長事故あるときは、副執行委員長がこれにあたる。

この会に必要なに応じて補助機関をおくことができる。

第五章 役員

第20条（役員）

この組合に次の役員をおく。

1. 執行委員長 1名
2. 副執行委員長 若干名
3. 書記長 1名
4. 執行委員 若干名
5. 会計監査委員 2名

第21条（役員の任務）

この会の役員の任務は、次のとおりとする。

1. 執行委員長は、この連合会を代表し、業務を統括する。
2. 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長事故あるときは代行する。
3. 書記長は、執行委員長を補佐し、書記局業務を統括する。
4. 執行委員は、執行委員長、副執行委員長を補佐し、業務を分担する。
5. 会計監査委員は、会計業務の処理状況を監査し、大会に報告する。

第22条（役員の選出、任期）

1. この会の役員は、大会で選出する。役員の選挙に必要な事項は、別に定める選挙規定による。

2. 役員の任期は1年とする。ただし、再選をさまたげない。

3. 役員に欠員が生じたときは、中央委員会で補充する。補充で就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

4. 役員は、任期満了後であっても、後任者が選出されるまで引き続きその任務をおこなうものとする。

第23条（選挙管理委員会）

選挙管理委員会は、役員選挙の実施、管理をおこなう。

2. 選挙管理委員会は、大会で選任する委員2名で構成し、委員の互選により、委員長1名をおく。任期は次期大会までとする。

第六章 争議

第24条（争議の目的）

この組合は、第4条の目的達成のため、罷業その他の争議をおこなう。

第25条（争議行為の開始）

この会が罷業その他の争議をおこなうときは、その目的と要求を明らかにし、次のいずれかの手続をとる。

1. 大会で組合員の直接無記名投票により、組合員総数の過半数の賛成を得ること。
2. 中央委員会で中央委員の直接無記名投票により、中央委員定数の過半数の賛成を得ること。

第七章 権利・義務と統制

第26条（権利と義務）

この組合の組合員は、この規約のもとに平等に次の権利を有し、義務を負う。

1. 会議に出席し討論・採決に参加する権利。
2. 役員に立候補する権利。
3. 組合の文書を開覧する権利。
4. 決議と規約を守り会費、特別会費および臨時会費を納入する義務。
5. 正当な理由がなく2カ月以上にわたって、本条4項の義務を履行しない組合員は規約第27条の手續に基き本条の権利を失う。

第27条（統制）

1. この組合の規約に違反し、または統制を乱した組合員に対し、大会または中央委員会の決議により権利停止、除名その他適切な処分をおこなうことができる。
2. 前条の処分に不服があるときは、大会に対し再審議を要求することができる。

第八章 加入および脱退

第28条（加入）

この組合へ加入しようとする者は、所定の加入申込書を執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得なければならない。

第29条（脱退）

この組合を脱退しようとする者は、脱退理由を記した脱退届を執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得なければならない。ただし、脱退に際しては、組合に対する一切の債務を履行しなければならない。

第九章 会計

第30条（組合費）

1. この組合の経費は、組合費および寄付金その他によってまかなう。

2. 会計処理に関する事項は別に定める。

第31条（組合費の決定）

組合費は、大会で決定する。

ただし、必要のあるときは大会または中央委員会の決議により、臨時組合費または特別会費を徴収することができる。

第32条（組合費の納入）

組合費は当月納入しなければならない。

第33条（会計年度）

この組合の会計年度は8月1日より翌年7月末日までとする。

ただし、8月1日から総会で予算が決定するまでの間は、前年度予算に準じて収支を行うことができる。

第34条（会計監査）

この組合の会計監査は年1回以上とし、必要に応じてこれをおこない総会に報告し承認を受けなければならない。

なお、会計報告は少なくとも年1回とし、職業的に資格のある会計監査人の証明証を付すものとする。

第十章 附則

第35条（附則）

この会の規約は1993年1月26日から実施する。